



# 長野県報

3月5日(木)  
平成27年  
(2015年)  
第2654号

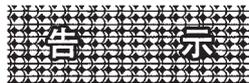
## 目次

### 告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	2
都市計画事業の認可(都市・まちづくり課).....	2
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市・まちづくり課).....	2

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課).....	3
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧(農村振興課).....	3
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可(農村振興課).....	4
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課).....	5
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	5
一般競争入札(健康福祉政策課).....	5
一般競争入札(3件)(道路管理課).....	7
一般競争入札(2件)(河川課).....	9
一般競争入札(食品・生活衛生課).....	11
一般競争入札(企業局).....	12



### 長野県告示第84号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成27年3月5日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 指定特定施設入居者生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人コスモス会	介護付有料老人ホームコスモス松川	下伊那郡松川町元大島3255-5	平成27年3月1日

(登録特定行為事業者 指定介護予防特定施設入居者生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人コスモス会	介護付有料老人ホームコスモス松川	下伊那郡松川町元大島3255-5	平成27年3月1日

介護支援課

## 長野県告示第85号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年3月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村四徳1104、1112、1218、1221
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第86号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年3月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村四徳288の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
松本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
松本都市計画道路事業 3・5・25号南松本駅石芝線
- 3 事業施行期間  
平成27年3月5日から  
平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
長野県松本市芳野地内
  - (2) 使用の部分  
なし

都市・まちづくり課

## 長野県告示第88号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
長野都市計画道路事業 3・3・4号 長野駅前線
- 3 事業施行期間  
平成24年9月13日から  
平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

都市・まちづくり課